

了鳥取県公報

平成16年9月14日(火) 第7620号

每週火:金曜日発行

次 目

告	示	琴浦町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約 (661) (職員課)	1
		青少年に有害な図書類の指定 (662) (協働推進室)	2
		特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (663) (〃)	3
		ウスイロヒョウモンモドキ保護管理事業計画の認定 (664) (環境政策課)	3
		土地改良区の清算人の就任 (665) (耕地課)	4
		県営土地改良事業計画の変更 (666) (*)	4
		土地改良区の役員の就退任 (667) (八頭地方農林振興局)	5
		公共測量の実施 (668) (管理課)	6
		土地収用法による土地の立入り (669) (")	6
選管告	与示	選挙管理委員会の招集 (64)	7
公	告	平成16年度毒物劇物取扱者試験の合格者 (医務薬事課)	7
		保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者への公示による通知	
		(3件) (森林保全課)	7
調達如	合	落札者の決定 (警察本部会計課)	10

告 示

鳥取県告示第661号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の14第1項の規定に基づき、次の規約により琴浦町の職員の研修 に関する事務を受託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成16年9月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

琴浦町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約 (委託事務の範囲)

- 第1条 琴浦町(以下「甲」という。)は、職員の研修に関する事務の一部(以下「委託事務」という。)の管理 及び執行を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。
- 第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費 (人件費を除く。以下同じ。) は、甲の負担とし、甲はあらかじ め、これを乙に交付するものとする。
- 2 前項の経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事 (以下「知事」という。) が、鳥取県自治研修所運営審議会 の意見を聴き、琴浦町長 (以下「町長」という。) と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじ

- め、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積書及び研修計画書を町長に送付しなければならない。
- 第3条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において甲及び乙 の職員の研修経費並びに甲以外の職員研修受託事務に要する経費と合算して計上するものとする。
- 第4条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに町長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第5条 知事は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第6条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて町長と連絡会議を開くことができる。町長の申出がある場合においても、同様とする。

(条例等改正の場合の措置)

- 第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を変更しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、町長に通知しなければならない。
- 第8条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、 知事は、直ちに当該条例等を町長に通知しなければならない。

(その他)

第9条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成16年9月1日から施行する。
- 2 町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。
- 3 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを 打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しな ければならない。
- 4 第2条第1項に規定する経費は、平成16年度においては、同年度の東伯町及び赤碕町に係る経費を含むものとする。

鳥取県告示第662号

鳥取県青少年健全育成条例 (昭和55年鳥取県条例第34号) 第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年9月14日

鳥取県知事 片 山 善博

指定	種別	図 書 類		
番号	作里力リ	題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名
6973	雑誌	アットマーク ナビステーション VOL. 1	雑誌 17430 - 10	株式会社 桃園書房
6974	"	増刊 みこすり半劇場 別館 VOL.48	雑誌	株式会社 ぶんか社

			27838 - 9/19		
6975	"	ヤングマガジン アッパーズ VOL.17	雑誌	株式会社 講談社	
0975	"		28101 - 9/07		
6976	"	漫画 ゴラク ネクスター 9月号	雑誌	日本文芸社	
0970	"		08337 - 9	口华义云社	
6977	"	TATTOO BURGT ARR	雑誌	株式会社	
0977	77 " TATTOO BURST 9月号		15975 - 9	コアマガジン	
6978	"	" 遊ぶ ケータイチャンピオン VOL. 2	雑誌	アヴニール	
09/8			06464 - 09	J.J.—IV	

鳥取県告示第663号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成16年 11月2日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成16年9月14日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 申請のあった年月日
 - 平成16年9月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ルピナス
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

植谷 和則

- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 鳥取市湖山町南三丁目237 - 1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、高齢者や心身に障害のある人等、福祉サービスを受ける事を希望している人々に対して、その必要とする福祉サービスや援助を提供することや、福祉保健に関する啓発活動を行うことにより、いかなる人もノーマルな生活が保障され、かつ人間としての尊厳が保持される社会の実現をめざすことを目的とする。

鳥取県告示第664号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例 (平成13年鳥取県条例第51号) 第25条第2項の規定に基づきウスイロヒョウモンモドキ保護管理事業計画を認定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年9月14日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 住所 八頭郡佐治村大字余戸399
- 2 氏名 余戸地区ウスイロヒョウモンモドキ保護の会 代表 谷上 正樹
- 3 保護管理事業の内容

ウスイロヒョウモンモドキの食草であるオミナエシ等が生育する草原を保全するため、当該草原の草刈及び

かん木の伐採を行う。

4 認定年月日 平成16年9月8日

鳥取県告示第665号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算法人丹比土地改良区から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成16年9月14日

鳥取県知事 片 山 善博

就任した清算人の氏名及び住所

山 本 設 男 八頭郡八東町大字北山222

西 山 征 三 八頭郡八東町大字北山390

大 平 安 雄 八頭郡八東町大字用呂1049

川 尻 晋 八頭郡八東町大字志谷661

大 村 寛 昌 八頭郡八東町大字富枝460

坂 本 泉 八頭郡八東町大字中286

大 平 実 八頭郡八東町大字用呂422 - 1

宮 城 優 八頭郡八東町大字用呂1261

植 田 重 政 八頭郡八東町大字志谷780

森 田 一 夫 八頭郡八東町大字中292

大村益康 八頭郡八東町大字富枝17

山 根 隆 信 八頭郡八東町大字富枝127

藤 田 好 弘 八頭郡八東町大字中71 - 2

山 根 正 一 八頭郡八東町大字用呂904

山 根 隆 司 八頭郡八東町大字志谷703-3

平成16年8月18日就任 任期 清算結了まで

鳥取県告示第666号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業 (県営中山間地域総合整備事業船郡地区区画整理) に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年9月14日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 縦覧に供する書類土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成16年9月14日から平成16年10月5日まで
- 3 縦覧に供する場所

船岡町役場

4 異議の申立て

鳥取県告示第667号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり佐治村土地改良区から役員が 退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年9月14日

鳥取県八頭地方農林振興局長 近 藤 元

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山本達夫 八頭郡佐治村大字加茂675 鍵本順一 八頭郡佐治村大字刈地270 西尾文雄 八頭郡佐治村大字津無66 中島早夫 八頭郡佐治村大字古市186 - 1 藤岡重勝 八頭郡佐治村大字葛谷137 - 2 谷 本 善太郎 八頭郡佐治村大字森坪41 八頭郡佐治村大字大井201 山 根 兵太郎 山 下 徳太郎 八頭郡佐治村大字森坪207 - 1 南條明治 八頭郡佐治村大字栃原133 谷 上 學 八頭郡佐治村大字余戸556

西尾憲一 八頭郡佐治村大字加瀬木1334

中谷禎治 八頭郡佐治村大字高山56 上 田 英 二 八頭郡佐治村大字高山465

森田泰男 八頭郡佐治村大字大井613 - 1

下 石 八頭郡佐治村大字畑238 監 事 譲

中谷公明 八頭郡佐治村大字高山216 - 3

長 谷 英 俊 八頭郡佐治村大字古市165

平成16年8月30日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山本達夫 八頭郡佐治村大字加茂675 茂上明之 八頭郡佐治村大字津野240 西尾文雄 八頭郡佐治村大字津無66 中島早夫 八頭郡佐治村大字古市186 - 1 藤岡重勝 八頭郡佐治村大字葛谷137 - 2 八頭郡佐治村大字森坪41 谷 本 善太郎 八頭郡佐治村大字大井201 山 根 兵太郎 八頭郡佐治村大字森坪207 - 1 山 下 徳太郎 森田秋由 八頭郡佐治村大字大井94 - 4 竹 内 義 隆 八頭郡佐治村大字刈地260 八頭郡佐治村大字栃原133 南條明治 谷 上 學 八頭郡佐治村大字余戸556 西尾憲一 八頭郡佐治村大字加瀬木1334

"中谷禎治、八頭郡佐治村大字高山56

" 上 田 英 二 八頭郡佐治村大字高山465

" 森田泰男 八頭郡佐治村大字大井613-1

" 小谷稜男 八頭郡佐治村大字加瀬木344

監事 下石 譲 八頭郡佐治村大字畑238

"中谷公明八頭郡佐治村大字高山216-3

" 茂 上 博 明 八頭郡佐治村大字津野239

平成16年8月31日就任 任期3年

鳥取県告示第668号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省から 次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に より告示する。

平成16年9月14日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 作業種類 公共測量 (基本測量)
- 2 作業期間 平成16年9月1日から平成17年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取市

鳥取県告示第669号

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第11条第 2 項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成16年9月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 起業者の名称

中国電力株式会社鳥取支社

2 事業の種類

特別高圧架空電線路 黒坂線 21から 70のルート変更に伴う調査、測量

3 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡日野町津地字峠谷西平、宇田代、宇田代ノ上工、字奥メウガ谷、字山ノ神ノ下タ、字メウガ谷尻、字 メウガ谷及び字峠谷東平並びに舟場字鈩山地内

日野郡溝口町二部字福園ノ四、字上蜂谷、字下簗ヶ谷、字上簗ヶ谷、字野田ヶ峠下モソネノー、字野田ヶ峠下モソネノ二、字野田ヶ峠上平ノ二、字野田ヶ峠上平ノ三、字野田ヶ峠上平ノ四、字蛇谷ノー、字蛇谷ノ二、字上長ウネノ二、字杉ノ子山、字本谷山、字本谷原、字簗ヶ谷、字熊ノ谷奥、字熊ノ谷野山、字船谷山、字結橋山、字水谷野山、字水谷山、字庄田野山、字庄田ノ三、字庄田ノ二、字庄田ノ一、字荘田ノ四、字田代尻、字田代山、字間地山、字小鳥木谷、字峠山鈩床及び字植松並びに父原字若林、字隠尾、字蜂谷奥東平、字大平、字山中奥、字洲ヶ谷、字蜂谷奥、字隠尾奥、字井ノ谷、字五百田、字隠尾坂、字浅附、字貝塚平、字貝塚及び字上野山地内

4 立ち入ろうとする期間

平成16年9月8日から平成17年3月31日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第64号

平成16年第11回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成16年9月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成16年9月17日 (金) 午後1時30分
- 2 場所 八頭郡智頭町大字智頭2076 2 智頭町総合センター
- 3 議題
- (1) 智頭町議会議員補欠選挙に係る審査申立てについて

2

23

(2) その他

公告

平成16年8月26日に実施した平成16年度毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

平成16年9月14日

1 一般毒物劇物取扱者試験

受験番号

3 4 5 8 13 15 24 25

鳥取県知事 片 山

善

博

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験

1

21

 受験番号
 1
 3
 4
 6
 7
 11
 13
 14

 16
 19
 29
 30

3 特定品目毒物劇物取扱者試験

受験番号 2

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3 において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係人はいつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成16年9月14日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告

示 (平成16年8月31日付鳥取県告示第609号) の内容 (告示の内容)

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 次の表の左欄に掲げる森林所有者の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件 次のとおりとする。

森岡権太郎	八頭郡若桜町大字恭米字ナル谷278の6
山根政藏	ıı .
森岡駒藏	ıı .
山下福藏	ıı .
山根善四郎	и
奈羅尾市藏	n .
森岡礒次郎	n .
奈羅尾福藏	и
森岡権太郎	八頭郡若桜町大字恭米字堂ノムコフ638の19
山根萬蔵	n
木島岩太郎	n .
山根吉蔵	n .

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件 次のとおりとする。

森岡権太郎	八頭郡若桜町大字恭米字堂ノムコフ638の17
山根萬蔵	n .
木島岩太郎	и
山根吉蔵	и

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え 置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 若桜町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森 林所有者の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係人はいつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成16年9月14日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 通知の題名 保安林指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告 示 (平成16年8月31日付鳥取県告示第610号)の内容

(告示の内容)

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 次の表の左欄に掲げる森林所有者の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件 次のとおりとする。

武田 弘 日野郡日南町花口字陽山1988の14

- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 次の表の左欄に掲げる森林所有者の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件 次のとおりとする。

山形武義 日野郡日南町下石見字北井奥大谷1720の4

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え 置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 日南町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森 林所有者柴田好信の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係人はいつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成16年9月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者の所有に係る日野郡日南町下石見字御崎平ラ1803の2の土地について、森林法第 33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告 示 (平成16年8月31日付鳥取県告示第611号)の内容

(告示の内容)

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 日野郡日南町下石見字御崎平ラ1803の2
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 日南町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調達公告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年9月14日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 借入物品等の名称及び数量 集合教育用運転シミュレータ (四輪車) 一式 運転シミュレータ (二輪車) 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成16年8月9日
- 4 落札者の名称及び所在地 三菱電機クレジット株式会社中国支店

広島市中区鶴見町2-19

- 5 落 札 金 額 月額1,496,880円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入 札 公 告 日 平成16年6月29日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県警察本部警務部会計課

及び所在地 鳥取市東町一丁目271